

当座勘定規定（みずほパーソナルチェック）

第1条 当座勘定への受け入れ

- ①当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。
- ②小切手要件、手形要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- ③証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- ④証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当行所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条 証券類の受け入れ

- ①証券類を受け入れた場合には、取引店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ②取引店を支払場所とする証券類を受け入れた場合には、取引店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条 本人振り込み

- ①当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振り込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振り込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- ②当座勘定への振り込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

第4条 第三者振り込み

- ①第三者が取引店で当座勘定に振り込みをした場合に、その受け入れが証券類によるときは、第2条と同様に取り扱います。
- ②第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振り込みをした場合には、第3条と同様に取り扱います。

第5条 受入証券類の不渡り

- ①前3条によって証券類による受け入れまたは振り込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引き落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受け入れた店舗、または振り込みを受け付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振り込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- ②前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

第6条 小切手、手形の金額の取り扱い

小切手、手形を受け入れまたは支払う場合には、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

第7条 小切手、手形の支払い等

- ①小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振り出した小切手、約束手形または引き受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。
- ②前項の支払いにあたっては、小切手または手形の振り出しの事実の有無等を確認すること（その事実の有無等について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- ③呈示された小切手、手形は、呈示日の15時まで当座勘定に受け入れまたは振り込みされた資金により支払います。ただし、15時以降に入金した資金であっても、当行が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ④小切手または手形の支払いの委託を取り消す場合には、振り出しまたは引受名義のいかにかわらず、本人または代理人のいずれからでも届け出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。
- ⑤当座勘定の払い戻しの場合には、本人もしくは代理人が自己の名義で振り出した小切手または本人もしくは代理人が自己の名義で記載した当行所定の払戻請求書を使用してください。
- ⑥前項の払い戻しに払戻請求書を使用する場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。

第8条 小切手、手形用紙

- ①当行を支払人とする小切手を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、取引店を支払場所とする約束手形を振り出す場合も同様とします。
- ②取引店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- ③前2項以外の小切手または手形については、当行はその支払いをしません。
- ④当座勘定から支払いをした小切手または手形のうちに、本人が振り出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた

場合には、直ちに当行宛に連絡してください。

⑤小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。

⑥当座勘定から支払いをした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします

⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条 支払いの範囲

①呈示された小切手、手形等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。

②小切手、手形等の金額の一部支払いはしません。

第10条 支払いの選択

同日に数通の小切手、手形等の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第11条 過振り

①第9条第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて小切手、手形等の支払いをした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。

②前項の不足金に対する損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。

③第1項により当行が支払いをした後に15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた資金は、同項の不足金に充当します。ただし、15時以降に入金した資金であっても、当行が認めた場合には不足金に充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

④第1項による不足金、および第2項による損害金の支払いがない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。

⑤第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受け入れまたは振り込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第12条 手数料等の引き落とし

①当行が受け取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができるものとします。

②当座勘定から各種料金等の自動支払いをする場合には、当行所定の手続きをしてください。

③当行所定の時限以降に当座勘定に受け入れまたは振り込みされた資金は、入金日における前項の支払いには充当しません。

第13条 支払保証に代わる取り扱い

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は銀行振出小切手を交付し、その金額を当座勘定から引き落とします。

第14条 署名鑑の届出

①小切手、手形および諸届書類は、必ず自署によることとし、その署名鑑は当行所定の用紙を用い、あらかじめ取引店に届け出てください。

②代理人により取引をする場合には、本人から代理人の氏名とその自署した署名鑑を前項と同様に届け出てください。

第15条 届出事項の変更

①小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙を失った場合、または氏名、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法によって取引店に届け出てください。

②前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

③第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第16条 成年後見人等の届出

①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも同様に届け出てください。

②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。

③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。

④前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。

⑤前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条 署名鑑照合等

①小切手、手形、払戻請求書または諸届書類に記載された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されたものを含みます。）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、その小切手、手形、払戻請求書または諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

②小切手、手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されたものを含みます。）を、相当の注意をも

って、第8条の交付用紙であると認めて取り扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

③この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第18条 振出日、受取人記載もれの小切手、手形

①小切手、手形を振り出しまたは為替手形を引き受ける場合には、小切手要件、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

②前項の取り扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第19条 線引小切手の取り扱い

①線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

②前項の取り扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じて、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、本人に求償できるものとします。

③代理人が自己の名義で振り出したものについても前項と同様当行はその責任を負わず、また、本人に求償できるものとします。

第20条 自己取引手形等の取り扱い

①手形の裏書に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができます。

②前項の取り扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第21条 利息

当座預金には利息をつけません。

第22条 残高の報告

当座勘定の受け払いまたは残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第23条 譲渡、質入れの禁止

①この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

②当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第24条 取引の制限等

①当行は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報（以下、総称して「預金者情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当行に届け出てください。

②預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく指定された提出期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者がこの規定に違反したまたは預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

③第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。

1. 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
2. 外国送金・外貨預金・外貨両替取引・貿易取引等外為取引への振替取引全般
3. 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引

④3年以上利用のない預金口座は、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります

⑤前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたときと当行が認める場合、当行は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。

第25条 解約

①この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

②当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着し、または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

③本人が手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第26条 取引終了後の処理

①この取引が終了した場合には、その終了前に振り出された小切手、約束手形または引き受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。

②前項の場合には、未使用の小切手用紙、手形用紙は直ちに取引店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第27条 手形交換所規則による取り扱い

①この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

②関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとし

す。

③前項の取り扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第28条 準拠法令・合意管轄

①この取引の契約準拠法は日本法とします。

②この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第29条 規定の変更

①この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024年12月2日現在)

反社会的勢力の排除に係る規定

第1条 反社会的勢力との取引拒絶

当行との各種預金取引その他の取引や当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は、第2条各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条各号の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

第2条 取引の停止、口座の解約

次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客さま（この規定においては取引にかかる代理人及び保証人を含みます、以下同じ）との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、また次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合。

A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること

D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかの一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他 A～D に準ずる行為

第3条

本規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。また、本規定は、原契約と一体をなすものとして取扱われるものとします。

以上

(2011年12月5日現在)

休眠預金等活用法に係る規定

この規定においては、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」を「休眠預金等活用法」といいます。

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金取引における休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱う事由を当行ウェブサイトに掲示します。

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと当該事由が生じた期間の満期日
- (a) 異動事由（当行ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
- (b) 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。

3. (総合口座取引に係る預金の最終異動日等)

総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

4. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であつて法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、休眠預金等活用法の改正その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示または当行ウェブサイト掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)

株式会社みずほ銀行